

平成30年9月定例月議会議案一覧

議案番号	件名
報告12	健全化判断比率の報告について
議案67	教育委員会の委員の任命について
議案68	平成30年度豊明市一般会計補正予算（第3号）について
議案69	豊明市民交流センターの設置等に関する条例の制定について
議案70	豊明市地域安全ステーションの設置等に関する条例の一部改正について
議案71	豊明市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について
議案72	豊明市遺児手当支給条例の一部改正について
議案73	豊明市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案74	豊明市ホテル等の建築の規制に関する条例の一部改正について
議案75	平成30年度豊明市一般会計補正予算（第4号）について
議案76	平成30年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
議案77	平成30年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

報告第 1 2 号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 9 年度における豊明市の財政健全化判断比率及び資金不足比率について、別添のとおり報告する。

平成 3 0 年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

健全化判断比率

1 実質赤字比率

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	12.92%	20.00%

平成29年度における豊明市の実質赤字比率	※	—
※ 9.23%の黒字であり、赤字は生じておりません。		

2 連結実質赤字比率

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
連結実質赤字比率	17.92%	30.00%

平成29年度における豊明市の連結実質赤字比率	※	—
※ 13.41%の黒字であり、赤字は生じておりません。		

3 実質公債費比率

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	25.0%	35.0%

平成29年度における豊明市の実質公債費比率	0.2%
3カ年平均(平成27、28、29年度)の実質公債費比率は、0.2%です。	

4 将来負担比率

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
将来負担比率	350.0%	—

平成29年度における豊明市の将来負担比率	※	—
※ 21.3%の黒字であり、赤字は生じておりません。		

5 公営企業における資金不足比率

指標名	経営健全化基準	財政再生基準
資金不足比率	20.0%	—

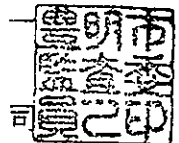
平成29年度における豊明市の資金不足比率	※	—
※ 下水道事業特別会計は、33,986千円の剰余額、農村集落家庭排水施設特別会計は、20,166千円の剰余額、水上太陽光発電事業特別会計は、13,177千円の剰余額であり、資金不足は生じておりません。		

豊監第41号
平成30年8月10日

豊明市長 小浮正典 様

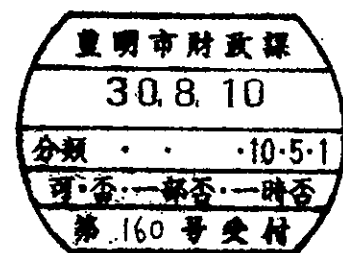
豊明市監査委員 古橋 洋

豊明市監査委員 三浦 桂



平成29年度豊明市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙のとおりその意見を提出する。



平成29年度豊明市健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

平成29年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成30年7月25日から平成30年8月10日まで

第3 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令に基づいた適切な算出資料を用いているか、基礎資料は適正に作成されているか、数値に客観性・公正性はあるか、算定過程に誤りがないか点検するとともに、関係職員の説明を聴取して審査した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

健全化判断比率	平成29年度		財政再生基準
	比 率	早期健全化基準	
① 実質赤字比率	—	12.92	20.00
② 連結実質赤字比率	—	17.92	30.00
③ 実質公債費比率	0.2	25.0	35.00
④ 将来負担比率	—	350.0	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率が生じていない場合、「—」で表示する。

※ 早期健全化基準及び財政再生基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

一般会計等（本市の場合は一般会計に土地取得特別会計及び墓園事業特別会計を加えた会計）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する指標である。

平成29年度決算における一般会計等の実質収支は1,228,508千円の黒字となっており、実質赤字比率は生じていない。

(2) 連結実質赤字比率について

全会計を対象とした実質赤字額と資金不足額の合計額（連結実質赤字額）の標準財政規模に対する指標である。

平成29年度決算における連結実質収支は1,784,874千円の黒字となっており、連結実質赤字比率は生じていない。

(3) 実質公債費比率について

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する指標で、3か年の平均である。

平成29年度実質公債費比率（平成27年度から平成29年度の3か年平均）は0.2%となり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

(4) 将来負担比率について

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する指標である。

平成29年度決算においては、充当可能財源等が将来負担額を上回っており、将来負担比率は生じていない。

3 是正改善を要する事項

健全化判断比率の全てにおいて、早期健全化基準を下回っており、特に指摘すべき事項はない。

平成29年度豊明市資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

平成29年度決算に基づく下水道事業特別会計、農村集落家庭排水施設特別会計及び水上太陽光発電事業特別会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成30年7月25日から平成30年8月10日まで

第3 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令に基づいた適切な算出資料を用いているか、基礎資料は適正に作成されているか、数値に客観性・公正性はあるか、算定過程に誤りがないか点検するとともに、関係職員の説明を聴取して審査した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位 %)

会 計 名	平成29年度 資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	20.0
農村集落家庭排水施設特別会計	—	
水上太陽光発電事業特別会計	—	

※ 資金不足比率が生じていない場合、「—」で表示する。

2 個別意見

(1) 資金不足比率について

下水道事業特別会計、農村集落家庭排水施設特別会計及び水上太陽光発電事業特別会計における事業規模に対する資金不足額の指標である。

各会計とも平成29年度決算において資金不足比率は生じていない。

3 是正改善を要する事項

下水道事業特別会計、農村集落家庭排水施設特別会計及び水上太陽光発電事業特別会計における資金不足比率は、経営健全化基準を下回っており、特に指摘すべき事項はない。

議案第 67 号

教育委員会の委員の任命について

下記の者は、平成 30 年 9 月 30 日任期満了となるので、同人を再任するものとする。

平成 30 年 8 月 28 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所	豊明市三崎町
氏 名	久 留 島 夕 紀
生年月日	昭和 38 年 7 月 22 日生

説 明

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 6 8 号

平成 3 0 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 3 号）

議案第 68 号

平成 30 年度豊明市一般会計補正予算（第 3 号）

平成 30 年度豊明市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,760 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,043,211 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 8 月 28 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
17 繰入金		885,951	8,760	894,711
	1 基金繰入金	875,122	8,760	883,882
歳入合計		20,034,451	8,760	20,043,211

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費		2,172,123	8,760	2,180,883
	2 小学校費	339,006	8,760	347,766
歳 出 合 計		20,034,451	8,760	20,043,211

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

17 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	852,122	8,760	860,882
計	875,122	8,760	883,882

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	8,760	財政調整基金繰入金 8,760 増

歳 出

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	280,374	8,760	289,134	13. 委託料	8,760
計	339,006	8,760	347,766		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 小学校施設 維持管理事業	8,760				8,760	校舎等改修工事設計委託 8,760 増料
計	8,760				8,760	
	8,760				8,760	

議案第 69 号

豊明市民交流センターの設置等に関する条例の制定について
豊明市民交流センターの設置等に関する条例を別添のように定めるものとする。

平成 30 年 8 月 28 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、豊明市民交流センターの設置及び管理について必要な事項を定める必要があるからである。

豊明市民交流センターの設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき豊明市民交流センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民活動の健全な発展、世代を超えた市民相互の交流の促進を図るため、センターを設置するものとし、名称及び位置は次のとおりとする。

- (1) 名称 豊明市民交流センター
- (2) 位置 豊明市三崎町中ノ坪5番地1

(管理)

第3条 センターは、市長が管理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項については、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、豊明市民交流センターの開設日から施行する。

議案第70号

豊明市地域安全ステーションの設置等に関する条例の一部改正について
豊明市地域安全ステーションの設置等に関する条例を別添のように定めるものとする。

平成30年8月28日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方自治法第244条の2の規定に基づき、豊明市地域安全ステーションの設置及び管理について必要な事項を定める必要があるからである。

豊明市地域安全ステーションの設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊明市地域安全ステーションの設置等に関する条例（平成27年豊明市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次」を「別表」に改め、第1号及び第2号を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

名称	位置
豊明市南部地区安全ステーションさかえ	豊明市新栄町二丁目374番地
豊明市北部地区安全ステーションちよくし	豊明市沓掛町小廻間16番地14

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

議案第 7 1 号

豊明市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

豊明市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 3 0 年 8 月 2 8 日 提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、公職選挙法及び公職選挙法施行令の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

豊明市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成22年豊明市条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

豊明市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例

第1条及び第2条中「豊明市長の」を「豊明市の議会の議員及び長の」に改める。

第4条及び第5条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の豊明市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 7 2 号

豊明市遺児手当支給条例の一部改正について

豊明市遺児手当支給条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 3 0 年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、生活困窮者等の自立を促進させるための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の公布により、児童扶養手当の事務手続が見直され、豊明市遺児手当支給も合わせるため必要があるからである。

豊明市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

豊明市遺児手当支給条例（平成4年豊明市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「7月」を「10月」に改める。

第6条第2項中「8月、12月及び4月の3期」を「1月、3月、5月、7月、9月及び11月の6期」に改める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、平成31年11月1日から施行する。

議案第 7 3 号

豊明市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

豊明市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 3 0 年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊明市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊明市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に、「第16条」を「第16条第1項」に改める。

第6条中「第7条第1項」を「次条第1項」に、「第17条第1項から第3項まで」を「第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条」に改め、同条第2号中「保育をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

（1） 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

（2） 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

（1） 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

（2） 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第16条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第28条第7号イの表中「同条第3項第1号」を「同条第3項第2号」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第43条第8号イの表中「同条第3項第1号」を「同条第3項第2号」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

附則第2条中「施行の日の前日」を「施行の日（以下「施行日」という。）の前日」に、「が、施行日後」を「（次項において「施設等」という。）が、施行日以後」に、「この条例の施行の日から」を「施行日から」に、「第47条第1項本文（調理員に係る業務）」を「第47条第1項本文（調理員に係る部分）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設におい

て調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則第3条から附則第5条までの規定中「この条例の施行の日」を「施行日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 4 号

豊明市ホテル等の建築の規制に関する条例の一部改正について
豊明市ホテル等の建築の規制に関する条例の一部を改正する条例を別添のよ
うに定めるものとする。

平成 3 0 年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、旅館業法の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市ホテル等の建築の規制に関する条例の一部を改正する条例

豊明市ホテル等の建築の規制に関する条例（平成10年豊明市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、「、同条第3項に規定する旅館営業」を削り、「同条第4項」を「同条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年6月15日から適用する。

議案第 7 5 号

平成 3 0 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 4 号）

議案第 75 号

平成 30 年度豊明市一般会計補正予算（第 4 号）

平成 30 年度豊明市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 134,670 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,177,881 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 30 年 8 月 28 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		2,453,217	9,783	2,463,000
	2 国庫補助金	116,868	7,750	124,618
	3 委託金	13,121	1,080	14,201
	4 国庫交付金	217,988	953	218,941
14 県支出金		1,324,514	3,307	1,327,821
	2 県補助金	420,674	3,307	423,981
16 寄附金		230,010	1,580	231,590
	1 寄附金	230,010	1,580	231,590
20 市債		1,116,800	120,000	1,236,800
	1 市債	1,116,800	120,000	1,236,800
歳入合計		20,043,211	134,670	20,177,881

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,489,082	24,440	2,513,522
	1 総務管理費	1,955,758	20,660	1,976,418
	2 徴税費	316,353	3,780	320,133
3 民生費		8,829,258	8,229	8,837,487
	1 社会福祉費	4,295,279	7,149	4,302,428
	4 国民年金事務取扱費	26,932	1,080	28,012
9 消防費		821,229	16,353	837,582
	1 消防費	821,229	16,353	837,582
10 教育費		2,180,883	7,167	2,188,050
	1 教育総務費	492,856	915	493,771
	2 小学校費	347,766	4,733	352,499
	3 中学校費	161,719	128	161,847
	4 社会教育費	381,432	1,391	382,823
13 諸支出金		434	78,481	78,915
	1 基金費	434	78,481	78,915
歳 出 合 計		20,043,211	134,670	20,177,881

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 870,000	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 <small>(ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金につい て、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率)</small>	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
起債の目的	補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 990,000	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 <small>(ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金につい て、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率)</small>	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

13 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	13,886	5,750	19,636
7. 消防費国庫補助金	0	2,000	2,000
計	116,868	7,750	124,618

13 款 国庫支出金

3 項 委託金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費委託金	12,474	1,080	13,554
計	13,121	1,080	14,201

13 款 国庫支出金

4 項 国庫交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費国庫交付金	57,987	953	58,940
計	217,988	953	218,941

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 企画費補助金	5,750	地方創生推進交付金 5,750 増
1. 災害対策費補助金	2,000	住宅・建築物安全ストック形成事業補助金 2,000

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 国民年金事務取扱費 委託金	1,080	国民年金事務取扱費委託金 1,080 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
3. 老人福祉費交付金	953	地域介護・福祉空間整備推進事業費交付金 953

14 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
7. 消防費県補助金	3,480	3,307	6,787
計	420,674	3,307	423,981

16 款 寄附金

1 項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般寄附金	230,010	1,580	231,590
計	230,010	1,580	231,590

20 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補正額	計
6. 臨時財政対策債	870,000	120,000	990,000
計	1,116,800	120,000	1,236,800

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 災害対策費補助金	3,307	南海トラフ地震等対策事業費補助金 3,307 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 一般寄附金	1,580	教育費寄附金 1,580

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 臨時財政対策債	120,000	臨時財政対策債 120,000 増

歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
7. 財産管理費	186,864	2,916	189,780	13. 委託料	2,916
8. 企画費	59,873	11,500	71,373	11. 需用費	300
				印刷製本費	300
				12. 役務費	204
				手数料	130
				保険料	74
				18. 備品購入費	9,673
11. 市民活動推進 費	96,105	6,244	102,349	1. 報酬	1,803
				11. 需用費	166
				印刷製本費	166
				12. 役務費	44
				通信運搬費	44
13. 委託料	200				
15. 工事請負費	278				
18. 備品購入費	683				
19. 負担金、補助及 び交付金	3,070				
計	1,955,758	20,660	1,976,418		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 庁舎維持管理事業	2,916				2,916	窓口改善改修工事実施費 2,916 計業務委託料
計	2,916				2,916	
2 地域創生事務事業	11,500	5,750			5,750	印刷製本費 300 増 手数料 130 保険料 74 乗合自動車購入費 9,673 乗合交通負担金 1,200 自動車重量税 123
計	11,500	5,750			5,750	
1 市民活動推進事業	3,174				3,174	市民活動推進事務 531 市民交流センター事務 1,272 印刷製本費 166 増 通信運搬費 44 増 市民交流センターイベント委託料 200 市民交流センター開設工事費 278 市民交流センター備品購入費 683
3 区長会事業	3,070				3,070	集会所建築等補助金 3,070 増
計	6,244				6,244	
	20,660	5,750			14,910	

2 款 総務費
2 項 徴税費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 徴収費	60,040	3,780	63,820	13. 委託料	3,780
計	316,353	3,780	320,133		

3 款 民生費
1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 老人福祉費	782,846	7,149	789,995	19. 負担金、補助及 び交付金	953
				20. 扶助費	3,604
				28. 繰出金	2,592
計	4,295,279	7,149	4,302,428		

3 款 民生費
4 項 国民年金事務取扱費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 国民年金事務 取扱費	26,932	1,080	28,012	13. 委託料	1,080

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 徴収計算事業	3,780				3,780	電算関係委託料 3,780 増
計	3,780				3,780	
	3,780				3,780	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 老人福祉事業	953	953				地域介護・福祉空間整備 953 事業補助金
4 老人扶助事業	3,604				3,604	老人保護措置費 3,604 増
7 介護保険特別会計繰出事業	2,592				2,592	事務費繰出金 2,592 増
計	7,149	953			6,196	
	7,149	953			6,196	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 保険料徴収資料等作成事業	1,080	1,080				電算関係委託料 1,080 増

3 款 民生費

4 項 国民年金事務取扱費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	26,932	1,080	28,012		

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
4. 災害対策費	30,604	16,353	46,957	11. 需用費	12,118
				消耗品費	12,118
				13. 委託料	235
				19. 負担金、補助及 び交付金	4,000
計	821,229	16,353	837,582		

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 教育振興費	385,741	915	386,656	1. 報酬	915
計	492,856	915	493,771		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	1,080	1,080				
	1,080	1,080				

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 災害対策事業	16,118	5,307			10,811	消耗品費 12,118 増 ブロック塀等撤去事業費 4,000 補助金
2 災害対策事務事業	235				235	防災行政無線定期検査委託料 235
計	16,353	5,307			11,046	
	16,353	5,307			11,046	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
4 教育振興事務事業	915				915	特別支援教育支援業務 915 増
計	915				915	
	915				915	

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	289,134	3,265	292,399	15. 工事請負費	3,265
2. 教育振興費	58,632	1,468	60,100	18. 備品購入費	1,468
計	347,766	4,733	352,499		

10 款 教育費

3 項 中学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 教育振興費	49,935	128	50,063	18. 備品購入費	128
計	161,719	128	161,847		

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 公民館費	18,369	1,199	19,568	15. 工事請負費	1,199
9. 陶芸の館費	2,818	192	3,010	11. 需用費 修繕料	192

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 小学校施設維持管理事業	3,265				3,265	各小学校営繕工事費 3,265 増
計	3,265				3,265	
1 小学校教育振興事業	1,468			1,455	13	図書及び器具購入費 1,468 増
計	1,468			1,455	13	
	4,733			1,455	3,278	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 中学校教育振興事業	128			125	3	図書及び器具購入費 128 増
計	128			125	3	
	128			125	3	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 公民館維持管理事業	1,199				1,199	公民館営繕工事費 1,199 増
計	1,199				1,199	
1 陶芸の館管理事業	192				192	修繕料 192 増

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	381,432	1,391	382,823		

13 款 諸支出金

1 項 基金費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 財政調整基金 費	311	78,481	78,792	25. 積立金	78,481
計	434	78,481	78,915		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	192				192	
	1,391				1,391	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 財政調整基金積立事業	78,481				78,481	財政調整基金積立金 78,481 増
計	78,481				78,481	
	78,481				78,481	

議案第 7 6 号

平成 3 0 年度

豊明市国民健康保険特別会計補正予算書（第 1 号）

議案第 76 号

平成 30 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度豊明市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,070 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,555,570 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 8 月 28 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		4,469,160	270	4,469,430
	1 県補助金	4,469,159	270	4,469,429
6 繰越金		3,000	10,800	13,800
	1 繰越金	3,000	10,800	13,800
歳入合計		6,544,500	11,070	6,555,570

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		100,537	270	100,807
	1 総務管理費	75,512	270	75,782
7 諸支出金		4,630	10,800	15,430
	1 償還金及び還付 加算金	4,630	10,800	15,430
歳 出 合 計		6,544,500	11,070	6,555,570

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

3 款 県支出金

1 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 保険給付費等交付金	4,469,159	270	4,469,429
計	4,469,159	270	4,469,429

6 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	3,000	10,800	13,800
計	3,000	10,800	13,800

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 特別交付金	270	特別調整交付金分（市町村分） 270 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	10,800	繰越金 10,800 増

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	74,966	270	75,236	13. 委託料	270
計	75,512	270	75,782		

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 償還金	10	10,800	10,810	23. 償還金、利子及 び割引料	10,800
計	4,630	10,800	15,430		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 一般管理事務事業	270	270				電算関係委託料 270 増
計	270	270				
	270	270				

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 返還事業	10,800				10,800	返還金 10,800 増
計	10,800				10,800	
	10,800				10,800	

議案第 7 7 号

平成 3 0 年度

豊明市介護保険特別会計補正予算書（第 1 号）

議案第 77 号

平成 30 年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度豊明市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 592 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 584, 292 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 8 月 28 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		759,862	2,592	762,454
	1 一般会計繰入金	709,660	2,592	712,252
歳入合計		4,581,700	2,592	4,584,292

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		150,956	2,592	153,548
	3 介護認定審査会 費	37,086	2,592	39,678
歳 出 合 計		4,581,700	2,592	4,584,292

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入
 7 款 繰入金
 1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
4. その他一般会計繰入金	150,998	2,592	153,590
計	709,660	2,592	712,252

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 事務費繰入金	2,592	事務費繰入金 2,592 増

歳 出

1 款 総務費

3 項 介護認定審査会費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 介護認定審査 会費	10,936	2,592	13,528	13. 委託料	2,592
計	37,086	2,592	39,678		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 介護認定審査会事業	2,592			2,592		電算関係委託料 2,592 増
計	2,592			2,592		
	2,592			2,592		